

令和3年1月15日

保護者の皆様

愛知県立豊田北高等学校長 藤村文也

緊急事態宣言発令を踏まえた感染症対策について（お願い）

このたび、本県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。これを受け、県教育委員会から、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で、学校教育活動を適切に継続していくよう指示がありました。

つきましては、本校では、県教育委員会の指示に基づき、下記の点を徹底してまいりたいと考えていますので御承知おきください。

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠でございます。そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生活、不要不急の外出は控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要があります。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底いたします。

(1) 登下校

- ア 家族も含め、毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校しない。
- イ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控える。
- ウ 生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、登校しない。
- エ 授業後や部活動終了後には、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道をしないで、まっすぐ帰宅する。
- オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用する。

(2) 校内における感染対策

- ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話を控える。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
- イ 「3密」と「大声」を回避し、こまめな手洗、咳エチケットを徹底する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。室温の低下による健康被害が生じないよう暖かい服装を心がける。

2 教育活動上の対応

(1) 学習活動

- ア マスク着用の徹底や十分な換気を行う。
- イ ペアワーク等を行う場合も、ペア等を組む相手を固定したり、近距離で対面にならない形で実施したり、15分を目安に長時間にならないよう注意する。
- ウ 理科の実験実習や家庭科の調理実習、体育での集団で行う活動などはなるべく避けるよう配慮する。

(2) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習は自粛する。
- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。(緊急事態措置が発出されている期間の大会等は中止になりました)
- ウ 生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は、行わないようにする。また、発声や演奏などについては、それぞれが距離をあけて、単独あるいは個人での練習とする。
- エ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、感染防止対策の徹底を図る。
- オ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うようにする。また、可能な限り換気をする。

担当 教頭（小林、成瀬）

電話 0565-80-5111